

【参考】飲食店に対する「要請内容」と「協力金」について

飲食店への営業時間の短縮要請については、第三者認証の有無や、通常の営業終了時間により要請内容が異なりますので、御確認ください。

飲食店の区分	通常の営業終了時刻	要請内容	1日あたりの協力金額	
			中小企業・個人事業主	大企業（※）
【認証店】 「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証店 「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の認証店  	午後8時以前	・業種別ガイドラインを遵守すること （通常どおりの営業）	協力金対象外 【酒類提供可】	協力金対象外 【酒類提供可】
	午後8時超 午後9時以前	・業種別ガイドラインを遵守すること ・酒類の提供は 午後8時まで とすること	協力金対象外 【酒類は 午後8時まで 提供可】	協力金対象外 【酒類は 午後8時まで 提供可】
		・ 午後8時以降 に営業しないこと ・ 終日 酒類を提供しないこと	3～10万円/日 （1日の売上高×0.4） 【酒類提供できません】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） 【酒類提供できません】
	午後9時超	・ 午後8時以降 に営業しないこと ・ 終日 酒類を提供しないこと	3～10万円/日 （1日の売上高×0.4） 【酒類提供できません】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） 【酒類提供できません】
		・ 午後9時以降 に営業しないこと ・酒類の提供は 午後8時まで とすること	2.5～7.5万円/日 （1日の売上高×0.3） 【酒類は 午後8時まで 提供可】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） ※上限：20万円又は「1日の売上高×0.3」の低い額 【酒類は 午後8時まで 提供可】
	【非認証店】 上記以外の飲食店	午後8時以前	・ 終日 酒類を提供しないこと	協力金対象外 【酒類提供できません】
午後8時超		・ 午後8時以降 に営業しないこと ・ 終日 酒類を提供しないこと	3～10万円/日 （1日の売上高×0.4） 【酒類提供できません】	0～20万円/日 （1日の売上高減少額×0.4） 【酒類提供できません】

※中小企業・個人事業主も選択可能です。